

# 公 募 公 告

次のとおり公募に付します。

令和6年2月26日 契約担当官 沖縄総合事務局開発建設部長 坂井 功

## 1 公募に付する事項

- (1) 件 名 令和6年度開発建設部管内における清涼飲料水自動販売機の設置
- (2) 設置台数 8台
- (3) 設置期間 令和6年4月1日 ～ 令和11年3月31日  
国有財産使用許可の更新が認められた場合には、1回を限度として更新することができ、更新期間は協議するものとする（最大令和16年3月31日まで）。但し、当局の都合により更新できない場合もある。
- (4) 設置場所 仕様書による。
- (5) その他 仕様書による。

## 2 応募要件

- (1) 良質な商品又は優良なサービスを提供できる能力と実績を有すること。
- (2) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 国税及び地方税を完納していること。
- (4) 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な業務の履行が確保されている者であること。
- (5) 仕様書の条件を満たしている者であること。
- (6) 次に掲げる要件を満たしている者であること。
  - ① 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
  - ② 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
  - ③ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
  - ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
  - ⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
  - ⑥ 暴力団又は暴力団員及び②から⑤までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。

## 3 仕様書の交付期限及び場所

- (1) 交付期限 令和6年3月12日（火）午後5時00分
- (2) 交付場所 沖縄県那覇市おもろまち2丁目1番1号 那覇第2地方合同庁舎2号館4階  
沖縄総合事務局開発建設部管理課契約第二係  
電話 098-866-0031 内線 2528

## 4 仕様書等に対する質問

- (1) 仕様書等に対する質問がある場合には、電子メール（メールアドレス記載）により質問書を提出すること。様式は自由。
  - ① 受付期限：令和6年3月7日（木）午後5時00分
  - ② 受付窓口：上記3（2）に同じ。
- (2) 上記（1）の質問に対する回答書は、次の期限のとおりの回答又は閲覧に供する。
  - ① 閲覧期限：令和6年3月12日（火）午後5時00分（質問者には電子メールにより速やかに回答する。）
  - ② 閲覧場所：上記3（2）に同じ。

## 5 応募申込方法 仕様書のとおりの。

- 6 応募申込書の無効 本公告に示した応募要件を満たさない者の申込書は無効とする。
- 7 設置者の選定方法 国有財産使用料支払額の高い者から一者を選定する。
- 8 設置者の選定日 令和6年3月14日(木) 午前11時00分
- 9 契約書の作成要否 否
- 10 その他 詳細は仕様書による。